

○川俣町高齢者スマホデビュー応援助成金交付要綱

令和5年3月17日

告示第44号

(目的)

第1条 この要綱は、デジタル社会実現の課題となっている世代間のデジタルデバイドの解消や感染症などを想定した新しい生活様式の実現等を推進するため、川俣町高齢者スマホデビュー応援助成金（以下「助成金」という。）として、高齢者が初めてスマートフォンを購入する際の費用の一部に対し、川俣町補助金等の交付に関する規則（昭和49年川俣町規則第11号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付するものとする。

(対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、第6条に規定する申請を行った日において町内に住所を有する者で、次の各号のいずれかにも該当するものとする。

- (1) 申請を行った日の時点で住民登録されており、継続した在住期間が3月以上の者
- (2) 満70歳以上の者（申請した日が属する年度中に満70歳に到達する者を含む。）
- (3) マイナンバーカードを取得している者
- (4) 非営利かつ自ら使用するために、初めてスマートフォンを購入する者
- (5) 申請を行った日までに、自身名義でスマートフォン購入の契約をし代金の支払いをした者
- (6) 町長が指定する日以降に、町が指定する事業協力指定店で購入した者
- (7) 町税に滞納がない者
- (8) 町のかりん（Ka—LINE）サービスを友達登録した者
- (9) 過去において本助成金を受けていない者

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次の各号の合計額とする。

- (1) マイナンバーカードを読み取る機能（NFC機能）を有しているスマートフォ

ン本体 1 台分の購入費用

- (2) 本体用充電器の購入費用
- (3) 契約に係る事務手数料
- (4) データ移行やアカウント設定等の手数料
- (5) 対象経費に係る消費税

(助成金の額等)

第 4 条 助成金の額は対象経費の 4 分の 3 の額とし、1 万円を上限とする（100 円未満は切り捨て）。ただし、分割払いでの購入の場合は、申請する日までに支払った頭金や分割金の合計額を助成対象経費とする。

(事業協力指定店)

第 5 条 町長は、高齢者のスマートフォン操作支援及び助成金の手続き等を円滑に行うため、事業協力指定店（以下「指定店」という。）を募集することができる。

- 2 指定店の募集に必要な事項は、町長が別に定める。
- 3 指定店は、スマートフォンを購入者に対する捜査支援及び助成金の手続き等を行う際の支援等を行う。

(交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町が設置する川俣町高齢者スマホデビュー応援助成金申請書兼請求書フォームから次に掲げる事項の入力及び画像等を添付して申請する。

- (1) 申請者氏名、購入年月日、購入機種（製造業者名及び品名）、購入数量、購入金額、連絡用電話番号、連絡用メールアドレス
 - (2) 販売業者名が明記された証書（領収書等）又はこれに準ずるものの写真
 - (3) マイナンバーカードの表面の写真
 - (4) 助成金の振込先口座情報を確認できる書類の写真
 - (5) その他、町長が必要と認めるもの
- 2 申請の受付開始日は町長が別に定める日とし、受付終了日は申請する日の属する年度の 3 月 31 日までとする。

(交付決定)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査の上、助

成金交付の可否を決定し、メール等により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 町長は前条の規定により助成金の交付を決定した場合、申請者に提出された助成金振込先金融機関口座に対し助成金を振り込む。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年3月17日から施行する。